

岩手県大槌町の林野火災による被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック) (第1版)

岩手県大槌町における林野火災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
まくみみ岩手（総務省岩手行政監視行政相談センター）では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せやご相談を受け付けています。
また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。



電話による相談受付：平日 9：00～16：45

上記時間帯以外は留守番電話対応となります。

【行政相談専用ダイヤル】 **0 5 7 0 - 0 9 0 1 1 0**



来所による相談受付：平日 9：00～16：45

住所：盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎4階
岩手行政監視行政相談センター まくみみ岩手



インターネットによる相談受付

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



F A X による相談受付 **0 1 9 - 6 2 4 - 1 1 5 5**

まくみみ岩手



総務省行政相談センター

総務省 岩手行政監視行政相談センター

〒020-0045

盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎4階

電話：019-622-3470

FAX：019-624-1155

ご注意

このガイドブックに掲載している情報は、**令和8年5月25日時点の情報で作成**しております。各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、岩手行政監視行政相談センターホームページ(下記URL参照)の「〈岩手県大槌町の林野火災による被災者の皆様への生活支援の情報〉」に掲載しております。



URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/iwate/iwate.html>

目 次



お金のこと

- 1 住宅の建設、補修等の融資 (P.1)
- 2 住宅ローンの返済 (P.2)
- 3 雇用保険失業給付の支給等 (P.2)



役所の手続きのこと

- 4 国税の特別措置 (P.3)
- 5 県税の特別措置 (P.3)
- 6 町税の特別措置 (P.4)
- 7 公共料金の減免措置等 (P.5)
- 8 年金手帳などを紛失した場合
国民年金等の保険料が払えない場合
(P.6)
- 9 運転免許証を紛失した場合 (P.7)
- 10 自動車に被害を受けた場合 (P.7)



民間の手続きのこと

- 11 損害保険 (P.8)
- 12 生命保険の契約内容 (P.8)
- 13 預貯金通帳を紛失した場合 (P.9)
- 14 法律相談等の窓口 (P.9)



医療・健康のこと

- 15 医療機関の受診や介護保険サービスの利用に関すること (P.10)
- 16 こころの悩みや健康に関する相談
(P.11)



教育のこと

- 17 JASSOの奨学金の緊急採用、
返還期限猶予 (P.12)
- 18 JASSOの災害支援金 (P.12)



事業者の方へ

- 19 中小企業者、小規模事業者を対象
とした相談窓口 (P.13)
- 20 農林水産事業者を対象とした県の
相談窓口 (P.15)



お金のこと

1 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。

(申込みには大槌町が発行した「り災証明書」が必要となります。)

- ◆ 災害復興住宅融資の対象

区分	融資限度額	融資金利
土地を取得し建設	5,500万円	全期間固定金利
土地を取得せずに建設	4,500万円	
購入	5,500万円	
補修	2,500万円	

- ◆ 詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

窓口	電話番号	受付時間
住宅金融支援機構 カスタマーセンター (災害専用ダイヤル)	0120-086-353	9時～17時 (土日受付)

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っている場合があります。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

2 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」があります。
- ◆ 詳細は、住宅ローン借入先の金融機関にお問い合わせください。
- ◆ 借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

窓口	電話番号	受付時間
全国銀行協会相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・0570-017109 ・03-5252-3772 	平日 9 時～17 時 （土日祝、銀行の休業日除く）

3 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 岩手労働局では解雇や休業等に関する労働相談に対応するため、「特別労働相談窓口」を開設しています。各窓口の連絡先は次のとおりです。

窓口	相談内容	電話番号	受付時間
釜石労働基準監督署	【事業主の方】 <ul style="list-style-type: none"> ・労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等） ・復旧に係る労働時間、労働者の安全及び健康 ・労働保険料の納付 等 【労働者の方】 <ul style="list-style-type: none"> ・賃金等労働条件 ・労災補償給付 ・退職、解雇、労働条件 等 	0193-23-0651	8 時 30 分～ 17 時 15 分 （土日祝を除く）
ハローワーク釜石	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の助成金（休業） ・失業保険の給付 等 	0193-23-8609	8 時 30 分～ 17 時 15 分 （土日祝を除く）



役所の手続きのこと

4 国税の特別措置

- ◆ 国税の特別措置として「申告等の期限の延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署	電話番号	所轄区域
釜石税務署	0193-25-2081	遠野市、釜石市、上閉伊郡

<受付時間>

8時30分～17時（土日祝を除く）

5 県税の特別措置

- ◆ 被災者に対しては、個人事業税、不動産取得税、自動車税（種別割・環境性能割）等の県税に関して、減免、軽減、納期限の延長、徴収の猶予などの救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの広域振興局の県税窓口までお問い合わせください。

窓 口	電話番号	管轄市町村
沿岸広域振興局 経営企画部県税室	0193-25-2703	釜石市、大槌町

6 町税の特別措置

◆ 町税の特別措置として「申告・納付等の期限延長」の措置が設けられています。

◆ 対象納税義務者等

- ・ 大槌町内に住所を有する個人
- ・ 大槌町内に主たる事務所又は事業所を置く法人

◆ 各町税の期限となる期日（延長後の期限）

町税の名称		対象となる申告・納付等	延長後の期限
固定資産税		令和8年4月22日から4月30日までの間に期限が到来するもの (令和8年度固定資産税第1期納期分)	令和8年 6月30日
鉱産税		令和8年4月22日から4月30日までの間に期限が到来するもの全て	令和8年 6月30日
国民健康保険税		令和8年4月22日から4月30日までの間に期限が到来するもの全て	令和8年 6月30日
令和8年度 個人の町・ 県民税	普通徴収	納期限が令和8年4月30日であるもの	令和8年 6月30日
	特別徴収 (給与)	納期限が令和8年5月11日であるもの (令和8年4月分)	令和8年 6月30日
法人町民税		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年4月22日から4月30日までの間に期限が到来するもの全て ・ 令和8年4月30日から5月11日までに期限が到来するもの全て 	令和8年 6月30日

◆ 詳細は、大槌町税務会計課にお問い合わせください。

窓口	電話番号	受付時間
大槌町税務会計課	0193-42-8711	平日8時30分～17時 15分

7 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、電話料金等については、各事業者において、災害救助法の適用区域及びその周辺の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免などの特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。手続方法については、各事業者へ御確認ください。

東北電力

① 電気料金の支払期日の延長

被災者の3月（支払期日が4月22日以降）、4～6月分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

② 不適用月の電気料金の免除

被災者が被災時から全く電気を使用しない場合、災害発生日から6カ月間に限り電気料金（不使用料金）は申し受けません。

③ 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は令和8年10月末日まで申し受けません。

窓口	電話番号	受付時間
東北電力 カスタマーセンター	0120-066-774	平日9時～17時 (土日祝除く)

NTT

- ◆ 電話系サービス、電気通信サービスの基本料金等の取扱い、移転工事費の取扱い、利用料金支払期限の延長等

窓口	電話番号	受付時間
NTT東日本 料金問合せ 受付センタ	0120-002-992	9時～17時 (土日祝、年末年始除く)

NHK

- ◆ 放送受信料の免除

大槌町において半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和8年4月から5月まで（2か月間）が免除となります。

郵送またはオンラインで申請できます。

手続方法	窓口
郵送	「受信料免除申請書（本ガイドブックの末尾に掲載）」と大槌町が発行した「り災証明書の写し（コピー）」を以下に送付 〒020-8555 盛岡市上田4丁目 1-3 NHK盛岡放送局 経営管理企画センター
オンライン	以下のウェブサイトより手続き https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/

8 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書を紛失した場合は、再発行ができません。（注）年金手帳は令和4年4月1日から廃止されており、代わりに基礎年金番号通知書が発行されます。
- ◆ 災害によって財産に相当な被害を受け、保険料を納付することが困難な場合は、申請により国民年金保険料の免除や厚生年金保険料の猶予を受けることができる制度があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの各年金事務所にお問い合わせください。

年金事務所	電話番号	受付時間
盛岡年金事務所	019-623-6211	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 ・週初の開所日 8時30分～19時 ・第2土曜日 9時30分～16時 ※ほか、土日祝、年末年始除く
花巻年金事務所	0198-23-3351	
二戸年金事務所	0195-23-4111	
一関年金事務所	0191-23-4246	
宮古年金事務所	0193-62-1963	

9 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付が可能です。
- ◆ 詳しくは、下記にお問い合わせください。

窓口	電話番号
自動車運転免許試験場	019-683-1251
県南運転免許センター	0197-44-3511
沿岸運転免許センター	0193-23-1515
県北運転免許センター	0194-52-0613
盛岡運転免許センター	019-606-1251

10 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税（種別割）の減免、被災自動車を買換えた際の自動車税（環境性能割）の免除があります。
詳しくは、3ページの「4 県税の特別措置」の県税窓口にお問い合わせください。

- ◆ 被災自動車の廃車手続き

以下の窓口で手続きを受け付けています。

車種	窓口	電話番号	受付時間
普通自動車	岩手運輸支局	050-5540-2010 ※ハ°-レ-ターと対話する場合、音声ガイダンス後「037」を押す	ハ°-レ-ター対応時間 平日 8時30分～12時 13時～17時15分
軽自動車	軽自動車検査協会 岩手事務所	050-3816-1833	8時45分～11時45分 13時～16時 ※土日祝、年末年始除く



民間の手続きのこと

1 1 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
なお、損害保険の保険金等の請求に際しては、地方自治体から交付される罹災証明書の提出は原則不要です。

窓口	電話番号	受付時間
ご契約の損害保険会社または代理店	—	—
そんぽADRセンター	03-4332-5241	平日9時15分～17時

- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

窓口	電話番号	受付時間
(一社)日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター	0120-501331	平日9時15分～17時

1 2 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
- ◆ 保険料の払込猶予期間の延長や必要書類の一部省略による保険金等の簡易迅速な支払いを行います。

窓口	電話番号	受付時間
災害時受付専用連絡先 (生命保険相談所)	0120-001-731	平日9時～17時

1 3 預貯金通帳を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

窓口	電話番号
各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口	—

1 4 法律相談等の窓口

- ◆ 日本司法支援センター（法テラス）では、被災された皆様が抱えている問題（住まい・不動産、金銭の借入れ、損害賠償など）について、解決に役立つ法制度や相談窓口の情報提供を行っております。

窓口	電話番号	受付時間
法テラスサポートダイヤル	0570-078374 IP電話：03-6745-5600	平日9時～21時 土曜9時～17時

- ◆ 日本司法支援センター（法テラス）では、経済的にお困りの方（収入要件有）が法的トラブルにあった際、無料法律相談等の支援を実施しております。

窓口	電話番号	受付時間
法テラス岩手（盛岡市）	0570-078382 IP電話：050-3383-5546	平日9時～17時
法テラス宮古（宮古市）	050-3383-0518	平日9時～17時
法テラス気仙（大船渡市）	0570-078385 IP電話：050-3383-1402	平日9時～17時

- ◆ 岩手弁護士会では、無料法律相談（面談）を次のとおり実施しております。（要事前予約）

相談日時	場所	予約方法
原則毎週木曜日 10時～15時	大槌町役場	岩手弁護士会法律相談センター (019-623-5005)にお電話ください



医療・健康のこと

15 医療機関の受診や介護サービスの利用 に関すること

- ◆ 林野火災による被災に伴い、マイナ保険証または資格確認書等を紛失、自宅に残したまま避難したため、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で次の事項を申し出ることによって、マイナ保険証等がなくても受診することができます。
 - ・ 氏名
 - ・ 生年月日
 - ・ 連絡先（電話番号等）
 - ・ 【健康保険の場合】勤務先の事業所名
 - ・ 【国民健康保険または後期高齢者医療制度の場合】住所
 - ・ 【国民健康保険の場合】組合名

- ◆ 林野火災による被災に伴い、介護サービスの被保険者証や負担割合証を紛失、自宅に残したまま避難したため、介護保険施設等に提示できない場合には、介護保険施設等で次の事項を申し出ることによって、被保険者証等を提示した時と同様のサービスを受けることができます。
 - ・ 氏名
 - ・ 住所
 - ・ 生年月日
 - ・ 負担割合

16 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

窓口	電話番号	受付時間
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	相談可能時間 平日18時30分～22時30分 (22時まで受付)
岩手県精神保健福祉センター	019-622-6955	9時～18時 (土日祝、年末年始除く)



教育のこと

17 JASSOの奨学金の緊急採用、返還期限猶予

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出等を受け付けています。

制度	申請先	電話番号
給付奨学金 貸与奨学金	在学している学校	—
減額返還 返還期限猶予	JASSO （「奨学金減額返還願」もしくは 「奨学金返還期限猶予願」を提出）	03-6743-6011

18 JASSOの災害支援金

- ◆ 学生本人やその父母等が現に居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO災害支援金（10万円・返還不要）の申請を受け付けています（外国人留学生を含む）。
- ◆ 学生は在学している学校に申請書類を提出し、学校は申請書類を確認の上、JASSOに推薦します。
- ◆ 申請及び推薦期間は、災害発生日の次の月から数えて、6か月以内であり、かつ学生の在学期間中に推薦を受け付けます。
- ◆ ご不明な点は在学中の学校を通じて下記お問い合わせ先にご相談ください。

窓口	電話番号	受付時間
（独）日本学生支援機構 政策企画部 広報課 寄附金室 JASSO災害支援金担当	03-6743-3185	9時～17時30分 （土日祝、年末年始を除く）



事業者の方へ

19 中小企業者、小規模事業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者や小規模事業者の方々を対象に、災害復旧貸付の利用や低利での融資などの相談に応じる特別相談窓口を設置しております。

詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫

支店	事業名	電話番号
八戸支店	国民生活事業	0570-003-753
盛岡支店	中小企業事業	019-623-6125
	国民生活事業	0570-004-730
一関支店	国民生活事業	0570-004-802

商工会議所

窓口	電話番号
盛岡	019-624-5880
釜石	0193-22-2434
一関	0191-23-3434
宮古	0193-62-3233
花巻	0198-23-3381
奥州	0197-24-3141
北上	0197-65-4211
大船渡	0192-26-2141
久慈	0194-52-1000

上記以外の窓口

窓口	電話番号
商工中金盛岡支店	019-622-4185
岩手県信用保証協会	0120-972-150
岩手県商工会連合会	019-622-4165
岩手県中小企業団体中央会	019-624-1363
岩手県よろず支援拠点	019-631-3826
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
中小企業基盤整備機構 東北本部企業支援部 企業支援課	022-716-1751
東北経済産業局 産業部 中小企業課	022-221-4922
岩手県 商工労働観光部 経営支援課	019-629-5541

20 農林水産事業者を対象とした県の相談窓口

◆ 岩手県は、農林水産事業者向けの経営再建に関する相談窓口を設置しております。

窓口	相談内容	担当
農業経営再建等 相談窓口	制度資金に関する相談 対応	岩手県 農林水産部 団体指導課 019-629-5698
	農業関係の被災に 関すること	岩手県 沿岸広域振興局 農林部 0193-25-2704
被災農地・農業用施設 の復旧に関する相談	(左に同じ)	岩手県 沿岸広域振興局 農林部 0193-25-2704
林業経営再建等 相談窓口	制度資金に関する相談 対応	岩手県 農林水産部 団体指導課 019-629-5699
	林業関係の被災に 関すること	岩手県 沿岸広域振興局 農林部 0193-27-5524
水産業再建等 相談窓口	制度資金に関する相談 対応	岩手県 農林水産部 団体指導課 019-629-5698
	水産業の被災に関する こと	岩手県 沿岸広域振興局 水産部 0193-27-5526

※受付時間は平日8時30分～17時15分となります。

放送受信料免除申請書

日本放送協会 宛

日本放送協会放送受信料免除基準第1項(7)に該当しますので、申請します。

お名前 (契約者氏名)			
ご住所 (り災場所)	(〒 -)		
電話番号	自宅	-	-
	携帯電話	-	-

世帯のみなさま全員が引越しされている場合は、住所変更のお手続きが必要です。住所変更のお手続きを希望される方は、以下の転居先住所をご記入ください。

(一時的な避難等で住所変更のお手続きが不要の場合、ご記入は不要です。)

転居先住所	(〒 -)		
-------	--------	--	--

◀個人情報利用目的▶記載していただいた個人情報は、次の目的で利用します。1.受信料の契約・収納活動(割引の適用要件や解約に該当する事実の確認等を含みます) 2.免除基準の適用 3.放送の受信に関する相談業務およびNHK共聴の維持・運営業務 4.放送やイベントのお知らせ 5.放送文化・普及・受信に関する調査へのご協力をお願い

免除の手続きについて

- こちらの「放送受信料免除申請書」に「り災証明書の写し(コピー)」を添えて、下記お住まいの地域のNHKまでお送りください。
- 受信料を前払い等によりすでにお支払いいただいている場合や今後お支払いいただいた場合は、お支払い分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

【送付先】

- NHK盛岡放送局 経営管理企画センター 〒020-8555 盛岡市上田4丁目1-3